

第二次一般事業主行動計画

次世代育成支援対策法が成立し、仕事と子育ての両立を図るための職場環境を整備する等の行動計画を策定することが義務付けられました。

当社では、行動計画策定指針に基づき、1 雇用環境の整備に関する事項の(2)働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備の事項(ア)所定外労働の削減のための措置の実施を選択し実施致しました。

引き続き、更なる「所定外労働の削減」を進める為、下記の行動計画を策定・実施致します。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日

2. 内容

目標 :平成32年3月までに、所定外労働を現時点より削減する為、①各部署での無駄・無理な業務の洗い出し②適正な人員配置・適正な業務内容への改善③所属長による労務管理の徹底について、社内にて検討し改善行動を実施する。

<対策>

- 平成27年 4月～ 所定外労働発生原因の再検討
- 平成27年10月～ 人員配置・業務内容の再検討
- 平成28年 4月～ 所定外労働削減の改善策の検討
- 平成28年10月～ 所属長による改善策の実施
- 平成29年 4月～ 実施した改善策の検証と新たな対策の検討
- 平成29年10月～ 所属長による改善策の実施
- 平成30年 4月～ 実施した改善策の検証と新たな対策の検討
- 平成30年10月～ 所属長による改善策の実施
- 平成31年 4月～ 実施した改善策の検証と新たな対策の検討・実施
- 平成32年 3月 終了

平成27年1月作成

〔 第一次行動計画 平成23年4月～27年3月 〕